

令和7年度
除雪計画書



喜多方市

1. 除雪計画の目的

本市は県内でも有数の豪雪積雪地帯であり、冬期間の除雪作業の効率化が大きな課題となっている。この計画は、冬期間の降積雪時における道路交通の確保について、市管理道路等の除排雪及び路面凍結対策等を適切に実施し、市民生活の安全・安心と経済活動の確保を図ることを目的とする。

2. 除雪事業実施方針

近年の道路行政を取り巻く環境の変化は除雪事業に関しても例外ではなく、少子高齢化や人口減少が進むなか、地域住民の要求レベルが高度化してきている。そのような状況において本市の財政状況も踏まえ、令和7年度における除雪事業実施方針は下記のとおりとする。

1) 降雪状況等への柔軟な対応

安全で快適な冬期交通の確保のため、情報連絡体制を再度確認し、また、本庁・支所間の連絡を密にし、降雪状況等への柔軟な対応に努める。

2) 地域住民との協働

市では、除雪の要請や雪押場の確保等において、各行政区長の協力を得て、地域住民に密着した除雪事業に努める。また、除雪後の道路への宅内からの排雪、屋根からの雪崩による雪の処理等については広報誌等を利用し、地域住民のモラルの向上と除雪事業への理解を得ることに努める。

3) コスト意識を持った事業の実施

逼迫した市財政状況を踏まえ、限られた予算の中で有効かつ効果的な事業の実施に努めると共に、事業全般にわたり関係者の意識改革および、英知の結集を図りながら、コスト縮減を目指す。

4) 除雪作業中の事故防止と対策

除雪作業に係わる職員と受託者は除雪マニュアルを熟知、また遵守して安全第一の周到な注意を払うことに努める。

5) 除雪機械運行管理システムの運用

より効率的な除雪及び住民サービスの向上を達成するために本システムの運用について下記のとおり定める。

1. 除雪業務に従事する職員は住民からの問い合わせに迅速に対応できるよう本システムの操作に必要な知識を習得しなければならない。
2. 除雪業務に従事する契約者はいかなる状況にも対応できるようスマートフォンの準備及びバッテリーの充電を完了させ、除雪車両の位置情報を把握できるよう努めなければならない。
3. 日報及び請求書については原則、本システムから作成したものののみ受け付ける。ただし、機器の故障、盗難またはその他やむを得ないと担当課に判断された場合は速やかに従来の日報及び請求書を提出させることとする。
4. システムによる正確な除雪費の執行状況を把握するため、システム以外で提出された日報及び請求書は手入力でシステムに反映させなければならない。

3. 除雪体制

1) 体制の区分

降雪状況、気象に関する注意報・警報の発令状況により、「①平常体制」、「②注意・警戒体制」「③緊急体制」の3段階の体制を含め冬期間の道路交通確保と道路雪害等への柔軟な対応を図る。

2) 平常体制

市内の降雪状況が警戒体制に至らない状態における体制をいう。

平常時（大雪注意報発令期間を含む）において、建設部長、本庁建設課長及び各総合支所産業建設課長は、毎日の除雪状況、さらに道路交通の状況について把握するとともに、必要に応じ応急対策を実施し、道路交通の確保に努める。

除雪区分は道路構造及び路線の性格等を勘案し、次ページの通り4段階に区分する。

【平常時の除雪区分と交通確保基準及び配車基準】

区分	第1種除雪路線	第2種除雪路線	第3種除雪路線	第4種除雪路線
路線基準	県から委託されている国県道、一・二級の幹線市道及び農林道のうち学校等の公共施設等に通ずる路線、通学路及びバス路線	第1種除雪路線以外の国県道及び一・二級市道、農林道及びその他の市道で、交通の確保が必要な集落間道路及び集落内道路。	農林道、法定外道路（赤道）等の生活道路で次の条件を満たすもの。 ①搭乗式除雪機械の進入が可能であること。 ②付近に雪捨場を確保できること。	融雪時、トンネル内において確保する路線 ①シャーベット処理 ②路肩拡幅除雪 ③雪庇処理 ④凍結防止剤、融雪剤散布 ⑤アイスバーン処理
交通確保の基準	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は、常時交通を確保する。早朝除雪については、午前8時頃までに車線を確保する。異常降雪時においては約5日以内に2車線確保を図る。	2車線以上の幅員確保を原則とするが、状況によって、1車線幅員で待避所を設ける。早朝除雪においては午前中に車線を確保する。 異常降雪時には約10日間以内に2車線確保又は1車線の確保を図る。	1車線確保で必要な待避所を設けることを原則とする。また、原則として第2種路線終了後に開始し、当日中に車線を確保する。ただし第2種除雪路線と平行して実施できる場合はその限りでない。	2車線以上の幅員確保を原則とするが、状況によって1車線幅員で待避所を設ける。 トンネル内においては、薬剤散布による対応の他、除雪車または人力により可能な限り、アイスバーンの処理を行う。
配車基準	市有の除雪ドーザ、除雪グレーダ等中高速除雪専用車両による市直営除雪、市有機械の貸付除雪車両又は民間借上機械による。 歩道については民間借上の小型除雪車及びハンドガイド式小型除雪車とする。	市有の除雪ドーザ、除雪グレーダ等中高速除雪専用車両による市直営除雪、市有機械の貸付除雪車両又は民間借上機械による。 歩道については県有・市有及び民間借上の小型除雪車及びハンドガイド式小型除雪車とする。	第2種除雪路線に配車されたホイールローダ等民間借上機械による。	【民間除雪】 排雪運搬車両の自主手配による除雪のほか、人力除雪による。 【直営除雪】 市有のロータリ除雪車及び除雪ドーザによる。

※異常降雪時とは、通常除雪による車線確保が間に合わず一部交通不能が生じ、降雪量が20～30cm程度の積雪が2～3日おきにある状態をいう。

3) 注意・警戒体制

大雪又は暴風雪に関する警報が発令され、局地的な集中豪雪が予想される場合。

なお、大雪等に関する警報が発令され、注意・警戒体制に移行した場合、建設部長、本庁建設課長及び各総合支所産業建設課長は、必要に応じて速やかに担当職員を招集し、警報が解除されるまでの間、継続して情報の収集・連絡・道路パトロール等を実施させ、降雪・除雪状況を把握させることができる。

4) 緊急体制

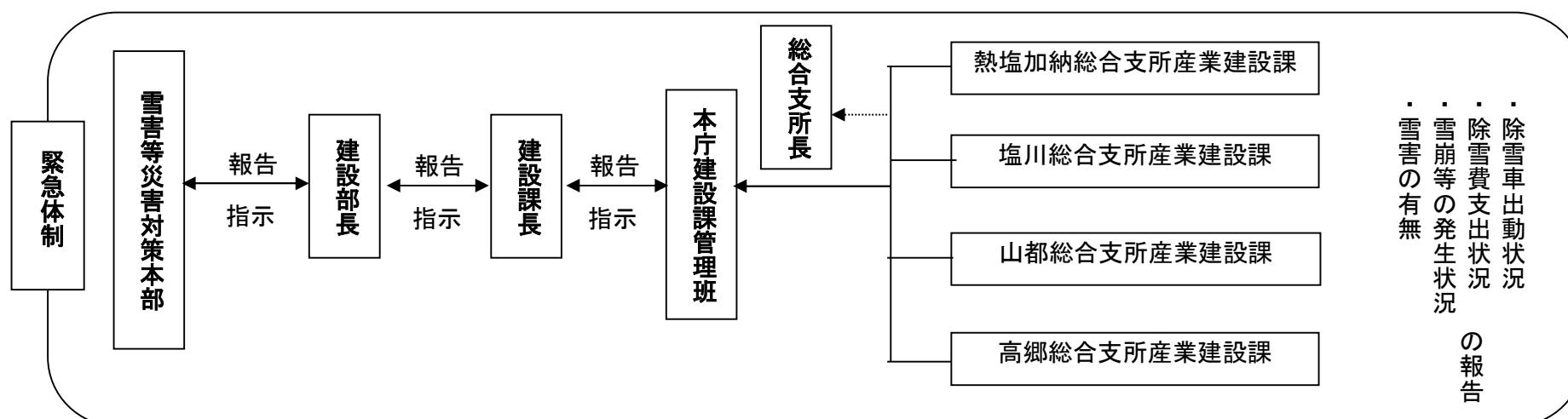
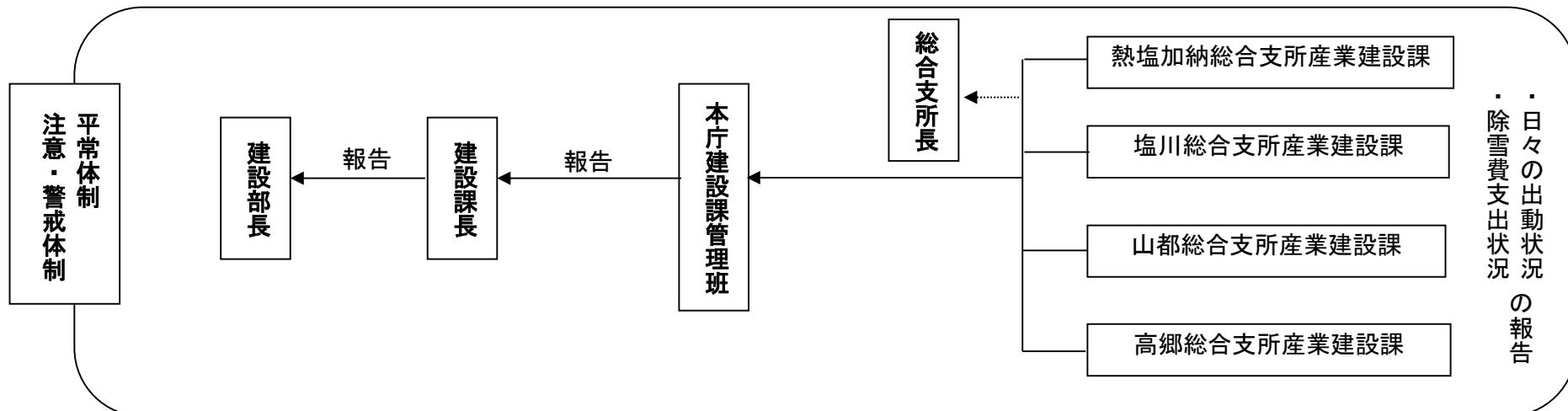
大雪又は暴風雪に関する警報が発令され、市民生活に著しい影響があると判断し、市長が豪雪等災害対策本部を設置する必要があると認められる場合。

対策本部長の支持のもと市民生活の確保のため次の措置を講じるものとする。

- a. 道路及びこれに関する情報連絡の強化、市民への情報の提供
- b. 除雪機械配置計画に基づく除雪機械及びオペレーターの配備
- c. 必要に応じ福島県等への応援要請の実施の検討
- d. 除排雪作業の強化、臨時雪捨場の確保と通常雪捨場の排雪の実施

4. 情報連絡体制

体制移行、降雪状況及び除雪状況等の情報連絡及び報告は、以下の体制に応じて電話及びファックス等により迅速に行うこととする。



5. 除雪車の出動基準

- 1) 原則として路上積雪深が15cm以上となった場合に出動する。また、地吹雪、吹溜り等が予想され、又は発生し、交通に支障を及ぼすと判断される場合には、その都度出動する。
- 2) 早朝除雪については除雪区分により概ね午前3時から出動する。
- 3) 消融雪施設は気温・降雪状況等の気象状況により稼動させることとする。原則として消融雪施設のある路線については、除雪車による除雪はしないものとする。

6. 除雪実施目標

- 1) 路面上の圧雪を5cm以下とする。
- 2) 通勤及び通学の時間（概ね午前8時、午後4時）までに除雪を完了することを目標とする。ただし、除雪路線又は降雪の状況等により目標時間までに除雪を完了することが難しいと判断する場合は、この限りでない。

7. 道路パトロール

1) 早朝パトロール

天気予報等で除雪作業が必要となる降雪が予め予想される場合は、2名1班の1班体制で概ね早朝2時より実施し、消雪施設の運転状況を確認するとともに各地域の降雪・除雪状況を適格に把握し、円滑な除雪作業の促進に努める。

2) 日中パトロール

降雪・日照・気温状況を勘案しながら、概ね10時から別紙二次除雪路線をパトロールし、概ね午後1時までに必要により通常除雪・シャーベット処理・アイスバーン処理の指示を行い円滑な道路交通の確保に努める。

8. 凍結防止対策

跨道橋、跨線橋及びトンネル等については路面凍結により重大な交通障害を招く恐れがあるため、路面凍結が予想される場合は下記の対応をとる。

1) 日中の対応

日中は融雪剤（塩化カルシウム）の散布を実施し、必要により除雪ドーザによるアイスバーン処理を行う。

2) 夕方の対応

凍結防止剤（塩化ナトリウム）の散布を実施する。

9. 除雪期間

除雪期間は原則令和7年11月14日から令和8年3月31日までとする。

※排雪の基準

排雪については、対応箇所及び状況についての判断は、必ず市が現地確認のもと依頼する。

除雪は、雪捨て場【押場】の確保が基準であることから、各地域間の実施の均衡を確保する。

10. 地域の除雪体制について（各行政区長への配布文書内容）

1) 除雪路線の事前立会いについて

- ・11月中に区内の除雪を担当する除雪業者と除雪路線の事前立会いを実施してください。
- ・除雪業者と路線及び雪捨場の場所の確認を行ってください。

2) 宅内の排雪について

- ・除雪終了後や除雪中に宅内の雪を道路に排雪する方がいます。きれいにした道路には決して雪を捨てる事のないようご指導願います。

3) 除雪による被害防止について

- ・除雪によって、門・塀等に被害がないようご留意願います。
- ・除雪前に被害が予想される様な箇所にはあらかじめ各自で目印等をつける処置をするよう指導願います。
- ・農業用水路の水門等にも必ず目印をつけてください。
- ・万が一被害があった場合、業者やオペレーターに直接連絡せずに区長さんを通し本庁及び各総合支所建設課へご連絡ください。
- ・目印がない場合、万が一破損しても補償はいたしません。

4) 障害物の除去について

- ・道路上に出ている庭木の枝・垣根の枝等は除雪作業の妨げになるので、各行政区の責任において切るか縛るか等の指導をしてください。
- ・路上駐車・放置により除雪作業が困難であると判断した場合は除雪作業を中断することがありますので、そのような事のないよう指導願います。
- ・消火栓については、地区の消防団と相談して目印をつける等してください。

5) 屋根からの雪崩について

- ・屋根からの雪崩は原則として個人で対応してください。
- ・除雪終了後の屋根からの雪崩については市では対応しません。

6) 雪押場の確保について

- ・降雪前に行行政区で関係者とご協議のうえ必ず確保願います。
- ・雪捨場の確保が困難な地区については除雪路線から除外する場合があります。

7) 優先除雪について

- ・行政区内外に葬儀がある場合は建設課にご連絡ください。優先的に除雪します。

11. 除雪機械台数

区分	本庁	熱塩加納	塩川	山都	高郷	計
除雪機械総合計(稼動機械のみ)	160	26	53	28	19	286
市有除雪機械計	13	13	9	12	15	62
うち直営車(※1)	8	5	3	7	4	27
うち貸付車(※2)	5	8	6	5	11	35
市有車道用除雪機械	12	12	4	11	13	52
直営車	8	5	3	7	4	27
貸付車	4	7	1	4	9	25
市有歩道用除雪機械 (ハンドガイド含む)	1	1	5	1	2	10
直営車	0	0	0	0	0	0
貸付車	1	1	5	1	2	10
県有除雪機械計	4	0	2	2	0	8
県有歩道用除雪機械	4	0	2	2	0	8
貸付車	4	0	2	2	0	8
民間(借上げ)除雪機械計	143	13	42	14	4	216
民間車道用除雪機械	139	12	37	14	3	205
民間歩道用除雪機械	4	1	5	0	1	11
会計年度任用職員数	3	4	3	4	4	18

(※1)市有除雪機械で職員が運転する機械

(※2)市有除雪機械で民間が運転する機械

12. 除雪延長

【単位:km】

区分	本庁	熱塩加納	塩川	山都	高郷	計
除雪延長(a)=(b)+(g)	553.5	114.5	179.4	82.9	70.9	1,001.2
車道延長(b)=(c)+(f)	475.2	98.7	136.6	71.8	58.6	840.9
市道延長(c)=(d)+(e)	438.0	73.0	124.8	62.8	48.9	747.5
幹線市道(d)	74.4	37.4	37.3	28.1	25.1	202.3
その他の市道(e)	363.6	35.6	87.5	34.7	23.8	545.2
市道以外延長(f)	37.2	25.7	11.8	9.0	9.7	93.4
歩道延長(g)	78.3	15.8	42.8	11.1	12.3	160.3

13. 消雪施設(歩道延長、無散水延長含)

【単位: m・基】

区分	本庁	熱塩加納	塩川	山都	高郷	計
施設延長計	29,402.3	1,422.0	7,772.0	3,456.0	1,185.0	43,237.3
市有施設	12,685.5	950.0	3,445.0	638.0	0.0	17,718.5
県有施設	16,716.8	472.0	4,327.0	2,818.0	1,185.0	25,518.8
ポンプ基數計	96	7	19	15	5	142
市有施設	40	3	8	4	0	55
県有施設	56	4	11	11	5	87